

24-D-1946
2025年3月28日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

日本リート投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・
透明性評価

m1(F)

発行体/借入人

日本リート投資法人（証券コード:3296）

評価対象

日本リート投資法人
グリーンファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 日本リート投資法人の概要

日本リート投資法人（NRT）は2010年9月に設立され、2014年4月に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場したJ-REIT。設立当時は双日リートアドバイザーズ株式会社を資産運用会社としていた。2022年11月に双日リートアドバイザーズのメインスポンサーであった双日株式会社は、保有していた双日リートアドバイザーズの株式全てをSBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に譲渡したことに伴い、スポンサーグループが双日グループからSBIグループに変更になっている。現時点では、NRTは、運用資産に係る業務について、投信法に基づき資産運用会社であるSBIリートアドバイザーズ株式会社（SRA）に全て委託している。

NRTは、投資主価値の最大化を目的として、収益の成長性及び安定性を重視した総合型のポートフォリオの構築を目指している。NRTは、主にオフィス、住宅及び商業施設を投資対象不動産とするものの、オフィスによる収益の成長性に加えて、住宅による収益の安定性を確保し、かつ、商業

施設及びその他の用に供される不動産への投資による用途分散を図るため、用途別投資比率として「オフィス 50%以上」、「住宅 50%以下」、「商業施設及びその他の用に供される不動産 20%以下」を目途に投資を行っている。投資対象地域としては、都心 6 区（千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、品川区）、三大都市圏（東京、大阪、名古屋）及び政令指定都市等並びにそれらの周辺部となっており、各地域の特徴を踏まえて分散した投資を行っている。2025 年 2 月 26 日時点のポートフォリオは、105 物件、取得資産総額約 2,506 億円となっている。

▶▶▶2. 日本リート投資法人の ESG への取り組み

NRT のスポンサーである SBI グループは、創業以来、「企業は社会の一構成要素であり、社会に帰属しているからこそ存続できる」という変わらぬ考えのもと、様々な事業活動を通じて社会課題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現と継続的な社会価値の向上を目指している。NRT が資産運用業務を委託する SRA は、積極的に ESG（環境・社会・ガバナンス）の視点を取り込むことが NRT の基本方針である「収益の成長性と安定性を重視し、投資主価値を最大化すること」の実現に寄与するものと理解し、ESG 取組の指針となる「サステナビリティ方針」を策定し、その実践を図っている。

NRT は、中長期的に投資主価値の安定的成長を目指すという運用理念に基づき、2020 年 12 月に ESG の視点を取り入れたマテリアリティ（重要課題）を特定するとともに、重要課題ごとに目標を設定している。NRT は、目標達成に向け PDCA を回し順次達成することで、SDGs（持続可能な開発目標）という世界共通の社会的課題の解決と NRT の中長期的成長の実現を図っている。

▶▶▶3. グリーンファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、NRT がグリーンボンド又はグリーンローン（グリーンボンドとグリーンローンを総称して「グリーンファイナンス」）により調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR では、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」及び「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

NRT は、2021 年 6 月時点の本フレームワークにおける資金用途として、一定以上の認証水準を有するグリーンビルディングと一定以上の環境改善効果が期待できる改修工事の 2 種類を設定している。JCR は、NRT の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を 2021 年 6 月に公表している。

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>
² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>
³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>
⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

今回のレビューは、2024年4月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及びBELS新基準導入等を受けて、NRTが本フレームワークを更新したことに伴い実施するものである。NRTは、本フレームワークにおけるグリーンビルディングの基準について、BELSの適格ランクの変更及びCASBEE認証の範囲の明確化を行っている。いずれの変更についても、JCRは引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

本フレームワークの「資金使途の選定基準とプロセス」、「調達資金の管理」、及び「レポーティング」については、前回評価時点から大きな変更は無く引き続き適切である、とJCRは評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。2021年の評価時点と比較して、NRTにおいて気候変動を中心にESG全般の活動・情報開示が進んでいることをJCRは高く評価している。

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポートニング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポートニング及びインパクトレポートニングが、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法でフレームワーク変更後も適切に開示される体制が整備されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

NRT は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク

調達資金の使途

グリーンファイナンスで調達された資金は、以下のグリーン適格クライテリア A またはグリーン適格クライテリア B を満たすグリーン適格プロジェクトに関連する新規投資及び既存投資のファイナンスへ充当します。なお、グリーン適格クライテリア B に関して、既存投資の場合は、グリーンファイナンスによる資金調達から 3 年以内に実施した支出に限ります。

- GBP プロジェクトカテゴリ：グリーンビルディング
- グリーン適格クライテリア A：以下の認証又は再認証のいずれかを取得済あるいは取得予定の資産であること
 - ①DBJ Green Building 認証：3 つ星以上
 - ②BELS：
 - (2016 年度基準)
 - 3 つ星以上 (※1)
 - (2024 年度基準)
 - 非住宅：レベル 4 以上
 - 住宅：レベル 3 以上
 - ③CASBEE 不動産・建築：B+ランク以上
 - ※1 物流倉庫を含む工場等において BEI=0.75 超の場合を除く
- グリーン適格クライテリア B：以下の環境改善効果のうち、いずれかの獲得が期待できる改修工事
 - ①30%を超える CO₂ 排出量の削減
 - ②30%を超えるエネルギー消費量の削減
 - ③30%を超える水使用量の削減
 - ④DBJ Green Building 認証、BELS、CASBEE 不動産の 1 ランク以上の向上

【本フレームワークに対する JCR の評価】

NRT は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、BELS の適格ランクの変更、及び CASBEE 認証の範囲の明確化を行っている。本フレームワークにおいて、今回記載が変更された BELS の概要を以下に示す。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

NRT が適格とした BELS におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の「環境品質（Q=Quality）」と建築物の「環境負荷（L=Load）」の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5.屋内環境の 5 つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目 5 項目、加点項目 16 項目とし、満点時に 100 点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

NRT が本フレームワークで適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。また、本フレームワークの適格クライテリアには自治体版 CASBEE は含まれないことを JCR は確認している。以上を踏まえ、本フレームワークで定められた水準は十分な環境改善効果を有し、資金使途として適切であると JCR は評価している。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

NRT は、本フレームワークにおいて、資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

プロセスにかかる本フレームワーク

プロジェクトの評価と選定のプロセス

資金使途となりうる基準を満たすグリーンプロジェクト（以下、「適格グリーンプロジェクト」）の選定に際しては、SRA の代表取締役社長、投資運用本部長、財務企画本部長などで構成されるサステナビリティ推進会議を開催し、適格グリーンプロジェクトの評価、資金使途と適格クライアントとの適合性を検討し、決定します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR は、前回評価時点において本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価した。今回のレビューに際して、NRT の資産運用会社が「双日リートアドバイザーズ」から「SRA」に変更されているが、サステナビリティ推進体制においても会議体（サステナビリティ推進会議）や構成メンバー（代表取締役社長、投資運用本部長、財務企画本部長など）は同様に運営・構成されており、引き続き適切であると JCR は評価している。

3. 調達資金の管理

NRT は、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている（変更点なし）。

資金管理にかかる本フレームワーク

調達資金の管理

NRT はマーケット・プラクティスに沿って、調達資金の充当状況及びグリーンファイナンス調達残高の管理とモニタリングを行う内部プロセスを整備しています。NRT は直近決算期末時点における適格クライテリア A の帳簿価額の総額（グリーン適格資産総額）に、直近決算期末時点における LTV を乗じて算出された負債額及び適格クライテリア B を満たす改修工事資金の総額の合計額（以下、「グリーン適格負債額」といいます。）を、本フレームワークに基づくグリーンファイナンスによる調達上限とします。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR は、前回評価時点において本フレームワークに記載された資金管理について適切と評価した。今回改訂された本フレームワークにおいて変更はなく、引き続き適切であると JCR は評価している。

4. レポーティング

NRT は、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

レポーティングにかかる本フレームワーク

発行体によるレポーティング

1. 資金充当状況レポーティング

NRT は、グリーン適格プロジェクトに調達資金の全額が充当されるまで、資金の充当状況を年次でウェブサイト上に公表します。

開示内容は、プロジェクト単位での資金充当額、調達資金の未充当資金額及び調達資金の充当額のうち既存の支出として充当された金額です。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

2. インパクト・レポーティング

NRT は、本フレームワークに基づいて調達されたグリーンファイナンスの残高が存在する限り、以下の指標を実務上可能な範囲で NRT ウェブサイトにてレポーティングします。

・有効な環境認証の種類とランク

・**エネルギー消費量**

・CO₂等の温室効果ガス排出量

・**水消費量**

・**廃棄物量**

・改修工事に充当したグリーンファイナンスが存在する場合は、改修工事の内容、対象物件名に加え、改修工事前後の**エネルギー消費量**、CO₂等の温室効果ガス排出量、**水消費量**、**廃棄物量**のうち、いずれかの定量的指標、又は改修工事前後の環境認証の種類とランク

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR は、前回評価時点において本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポーティングについて適切と評価した。今回改訂された本フレームワークにおいて、「エネルギー使用量」を「エネルギー消費量」に、「水使用量」を「水消費量」に変更されるとともに、「廃棄物量」「改修工事前後の環境認証の種類とランク」の項目が追加されており、引き続き適切であると JCR は評価している。

また、NRT のウェブサイトにおいてレポーティングが適切に実施されていることを JCR は確認している。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

NRT のスポンサーである SBI グループは、創業以来、「企業は社会の一構成要素であり、社会に帰属しているからこそ存続できる」という変わらぬ考えのもと、様々な事業活動を通じて社会課題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現と継続的な社会価値の向上を目指している。NRT が資産運用業務を委託する SRA は、積極的に ESG（環境・社会・ガバナンス）の視点を取り込むことが NRT の基本方針である「収益の成長性と安定性を重視し、投資主価値を最大化すること」の実現に寄与するものと理解し、ESG 取組の指針となる「サステナビリティ方針」を策定し、その実践を図っている。

NRT は、中長期的に投資主価値の安定的成長を目指すという運用理念に基づき、2020 年 12 月に ESG の視点を取り入れたマテリアリティ（重要課題）を特定しており、環境に関するマテリアリティとして「気候変動への対応/エネルギー効率の向上」「水資源への対応」「廃棄物管理」及び「サステナビリティに関する外部認証への対応」を掲げている。NRT は、重要課題ごとに目標を設定しており、目標達成に向け PDCA を回し順次達成することで、SDGs（持続可能な開発目標）という世界共通の社会的課題の解決と NRT の中長期的成長の実現を図っている。

NRT は気候関連課題に関する情報開示を推進するため、2022 年 12 月に TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures、気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言への賛同を表明するとともに、国内賛同企業による組織である「TCFD コンソーシアム」へ加入した。2023 年 12 月には、1.5°C及び4°Cの二つシナリオ分析を実施し、両シナリオにおける財務的影響等の定性分析を終え NRT のホームページ上に内容を開示している。

NRT はグリーンビルディング認証の取得も推進しており、2024 年 12 月末時点の実績で 28 棟の物件が認証を取得している。

NRT は、2024 年の GRESB リアルエステイト評価において総合スコアのグローバル順位により 5 段階で格付される GRESB レーティングで「3 スター」を取得している。また、ESG 推進のための方針や組織体制などを評価する「マネジメント・コンポーネント」と保有物件での環境パフォーマンスやテナントとの取り組み等を評価する「パフォーマンス・コンポーネント」の双方において優れた参加者であることを示す「グリーンスター」の評価を 2017 年の初参加以来 8 年連続で獲得している。

以上より、NRT において環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けられており、環境問題へ取り組む体制が引き続き適切に整えられている。2021 年の評価時点と比較して、NRT において気候変動を中心に ESG 全般の活動・情報開示が進んでいることを JCR は高く評価している。

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・佐藤 大介

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル